

第11回 北広島市行財政構造改革委員会会議録

と き 平成16年10月19日(火) 15:30～

ところ 北広島市役所 本庁舎 2階会議室

出席者：横山委員長、佐藤委員、安田委員、谷本委員

説明者：上野助役、市川企画財政部長、三上企画財政部理事、木下行革担当参事

財源確保の方策検討部会：安富部会長(税務課長) 榎本主査

民間活用・コスト縮減部会：佐藤班長(介護保険課長)

田中部会長(庶務課長) 高木主査

行政組織・職員定数・人事制度検討部会：三熊班長(総務課長)

青山部会長(管理課長) 山田主査

事務局：大石主査、徳村主査、中村主査、浜田主査、高橋主事

傍聴者：1名

.....

委員長：協議事項の 財源確保の方策について、これは前回も出てきましたが、特に収納率向上対策について修正が施されたということで事務局のほうからまず説明をお願いします。

《収納率向上対策の修正について検討部会からの説明省略》

委員長：非常にわかりやすいように修正前と修正後が対応しておりまして、新しく赤い字の部分が具体的に書かれているわけですが、ポイントは前回より具体性を増しているということが今回のテーマになります。どうでしょうか、ご意見をいただきたいと思います。

委 員：条例の制定というのは新たに滞納者特別措置条例を作るという意味合いですか。

事務局：そうです。

委 員：今ある条例を部分改正するということではなくて。

事務局：他の自治体で見られるのは悪質滞納者に対する特別措置に関する条例など、新たな条例を制定しています。

委 員：氏名の公表というのはできるんですか。

事務局：氏名の公表は現実的に実施しているところは今のところ無いようです。

委員：一応基本的には可能なですね。

事務局：滞納者の氏名公表等について小田原市が一番最初につくった条例なのです。氏名を公表する際にそれはプライバシーの保護に違反するのではないのかという指摘があったのですが、社会的に納税義務で一般のほとんどの人たちが納めている中で、色々な理由をつけて滞納している普通の滞納者ではない、悪質な滞納者の名前を公表するということは、納税道徳の向上等に寄与する、そういう主張がありました。公表することに関して違反ではないという考え方で条例がつくられています。いろんな市の例を見ていますと名前を公表することに関して審査会がございまして、その中で諮って公表することになっています。今現在はどこの自治体も公表した例はありません。

委員：現状で滞納している年数だとか金額だとか大きいのだとどれくらいなのか。

委員長：それともうひとつ。こういう悪質滞納者への特別措置に関する条例だとかそういう形で全国にどれくらいあるのか。

事務局：私どもで押さえているのは小田原市、それから道内では名前の公表はしていませんが行政サービスへの制限を設けているのは七飯町、それから現在議会にかけているのが芦別市。芦別市は公表も含めて行政サービスの制限も加えて条例の提案をしている状況です。

委員長：小田原も行政サービスの制限をしているのか。

事務局：そうです。

委員長：七飯町は氏名の公表はしていないと。

事務局：七飯町はしておりません。行政サービスの制限だけです。その他にも福井県の松岡町、こういったところが条例を制定しています。それから先程のどれくらいの滞納があるかということですが、個別には私どもで情報収集しておりませんのでなんとも言えないのですが、基本的には毎回滞納があった場合必ず滞納者と相談をしながら、どうやったら納められるか協議をするのですが、それを何回か重ねていったたとえば分割で納めましようとなったときにその約束を履行しない者だとか、あるいは何回も呼びかけても連絡をしないだとか、私たちの納税相談だとか指導に従わないそういった方々を基本的には悪質滞納者という目安でのせてはいます。

委員長：3200くらいある自治体の中で今の段階で一桁くらいしかないということですか。これから増えそうな感じではありますね。ただ今のところ氏名公表に至っているところはないということですね。

委員：これは税だけのことですよね。税を滞納している人たちは介護保険だとか法的に納入しなければならぬものも滞納している実態があるのではないかと思うのですが、これらの処置はどうなっていますか。

事務局：それは条例の定め方によると思うんですよ。ある市はそういう使用料も含めて条例に入れている場合もあります。

事務局：前回お渡しした財源確保の方策についてというのがありますが、その中の7Pに税以外のものの滞納防止と収納率の向上という項目を設けています。その中で市税の収納率向上対策に準じて進めるという基本的なことは書いています。

事務局：最新の例で芦別市はそういうところも含めて条例の中に入れてあります。

委員：法的検討も含めて可能なんですね。

事務局：最初につくった自治体では、弁護士といった方々を入れて検討したということですので、今でも1000万以上の高額納税者の氏名が公表されておりますので、ふたは開けておりませんが、違法ではないということで作られております。

旧自治省の判断では違法となる恐れがあるということですが、事例が出てから判断するといっています。

委員長：国民健康保険料だとか、介護保険料の場合ですと滞納しているとペナルティがあるわけですね。介護保険料であれば長い期間滞納していれば一回一割負担でなくて一回全部払って貰って後で戻す措置だとか、そのサービスを制限するだとかあるわけですね。国保も同じようにあるのですが、保育料とか学校給食だとかこういうものは今なんともできないでいますよね。だから払わないで得してしまうところはすごくありますよね。まだ国保とか介護保険の場合はそういうペナルティがあるのですけど。おそらく使用料の中身も色々あるのだと思いますけどね。

事務局：まだ訴訟が全く起きていませんから、具体的な凡例とか実例とかっていうものは無いのですが、今回ホームページに書いてあるのは「条例の制定をする」ではなくて「制定の検討をする」ということで少し落としているのは、行財政構造改革が積極的に何を考えているか市民に公表し、市ではこういうことの制定を検討していますよということを、検討の前の段階から積極的に滞納整理などに活用しようということなんです。条例を制定するときは個人情報の保護の問題など色々整理しなければならないこともあると思うのですが、そのへんの整理のことをする前に検討していることを積極手にアピールしていこうというのをもひとつ入っています。制定するとまで断言はしていません。

委員長：制定の検討という段階ですね。今のところ。それからおそらく税以外の使用料だとかそ

ういう部分とどうやって関連させていくかもこれからの課題だと思います。場合によってはそういった税だけでなく、使用料に関わるようなところも検討の対象だということを入れられるといいのではないかと思います。道内では羅臼町が一番ひどいんですね。今も6割ぐらいで住民税の滞納がとてつもなく悪いのですよ。

委員：それは原因とか特殊性はないのですか。

委員：やっぱり一年間に船など色々なものに乗っていますからね。源泉徴収でとれないとか浜は色々複雑みたいですね。合併問題にも影響があるみたいですね。そういう未納が多いところとは合併できないとか中標津で住民運動があるみたいです。

委員長：あとどうでしょうか。

委員長：道と連携した徴収体制とはどんな感じなのですか。

事務局：私どもは市民税とともに道民税も一緒に徴収しないとならないですよ。個人住民税が滞納になると当然道民税も滞納になります。それで道の方は職員を一定期間派遣してその中で市と徴収体制を構築するとか現実的なノウハウを市町村に伝達しようという動きはあるのです。実際にそうやっているところもありますし、今現在は道の方に集まって石狩管内に市が連携して共同作業として収納をはかっていくというような、いろいろな方策をとりながらやっていますので。そういう部分で道と連携してやっている、地方税法の408条にそういう規定が置かれていますのでその規定に基づいてやっています。

委員長：あといかがでしょうか。

委員：前の資料で滞納している未収納額で4億くらいずっと固定的にありますよね。財源確保の方策の12Pかな。繰越収入未済額ってありますよね。平成9年度からだいたい固定的に数字がありますよね。これの何年もずっと滞納しているものの資料はあるのでしょうか。15年度で4億1千万くらい繰越がありますよね、これがいつから繰り越されているものかそういう分析はしていませんか。去年から繰り越されたものか、9年度からずっと残っているものか。不良債権と同じで9年度から固定的にあるものはほとんどとれないという認識を持たないといけないとかそういう分析資料はあるのでしょうか。

事務局：5年間滞納していたとして、その場合は地方税法で定められている処分する財産が無いとか、本人が住所不明だとか、そういった部分については執行停止をして、不良債権として処分してしまう。地方税法上ではそういう形で処理されているのですけども。

委員：それはすべてやってしまっているのですか。

事務局：この部分についてはそういう風にやっています。

委員：自動的に5年くらいとどまっているのはどのくらいなのですか。

事務局：結果的に税だけでなく他の支払いの部分も滞納されていることが多いのです。重なっていくとなると全てにそれが影響していくことが見受けられるのですね。個人の体をこわしたとか、失業したとかそういう事例が重なると結果的に滞納に繋がる。支払い負担金もそうなることが多いですね。その中にあっても最終的には税ですから、納めていただくことになるのですが、その納め方をどうするかということなのです。今は余裕ができるまで一定期間徴収をしないでとか、少しずつでいいから分割で納めてもらうだとか、そういう中で徴収をはかっていくことをしています。

委員長：色んなものが未納だった場合優先的にとるものってあるのですか。税からまずとるのですか。

事務局：わかりやすく言うとずっと滞納があり今の分もあると、税金を徴収してきたけどもそれを滞納分に充てるのか、現年度分に充てるのかというところで税の納め方が変わってくると思うのです。それはそれぞれ事情にもとづいて埋めざるを得ないです。

委員長：例えば市営住宅・国保料・税金払ってないとなったときにそれは個人の事情を考えてどこから取っていくか決めるということですか。

事務局：今納税課では税のみの徴収をやっているのです。市営住宅の使用料だとか保育園の使用料だとかはそれぞれの課で対応している状況になっています。ですからそれぞれ税金を滞納されている方については納税課が中心となって税を納めるよう指導していますし、各関係方連絡をしあっていますのでその中で調整をはかっていっている状況です。

委員長：各種使用料とか利用料も税を払っていない人は未納の人が多いということでそれを含めた検討体制をとるといふことであれば、単に納税課だけの話じゃないのですよ。各課との連携というのが大事になりますよね。

事務局：それを含めて全ての滞納者の皆さんがそういう状況かということ必ずしもそうではないわけ。税がメインとなって連絡会議の中で不良債権過程部分は行政には少なじまないことがあります。常に5年間たまっているっていうのはなかなか特別損失で権利放棄をするっていうのがなかなかできないことがありまして、そうするとケース的には今までの分を無くして今の分だけ納めなさいとは担当者は言い切れませんから。どこからが不良債権でというのは現実的に難しいと思います。

委員長：全く話は別なのですが給食なんかは、もし未納になったとき、もう一方で修学援助を受

けているといったケースの場合、学校ごとに対応が違うような感じになる場合があるのではないですか。北広島市の場合はどうでしょうか。修学援助の中から最初から給食費をとってしまうとか。

事務局：給食費は私会計として、いわゆる教材費と同様の徴収を学校単位でお願いしています。

委員長：学校の中でやっているのですね。

事務局：口座引きが多いですから、学校単位で徴収していただいて給食会計の方ということになっています。

委員長：そうするといつも滞納ばかりして申請して修学援助受けられるようになったとき、修学援助の中から給食費を最初からとってしまうということも学校の中でやっているのですか。

事務局：教育委員会の担当の者ですが、修学援助の申請をされたとき今のお話の給食費については直接私どもの市から給食センターに支払いますよという同意を、申請者からいただいているのです。修学援助である市民の方に一回口座に振り込んで支払うという形ではなくて、100%徴収できるように事前に保護者から申請の段階で、認定されればそういった給食費については直接センターの方に支払ってもいいですよという同意をいただいています。

委員：確認なのですがさっきいった4億ぐらいの未済額、これは個人がほとんどなのですか。法人というのはないのですか。

事務局：市民税だけでなく全部含めてあります。

委員：その割合が知りたかったのですけど。

事務局：圧倒的に多いのは個人です。

委員長：今度三位一体改革で住民税の所得割でいくと、そのときに比例税率でやりましょうといったときに、今の所得税で非課税になっている人で今度住民税がきたときに、課税最低限がちがいますから、所得税が非課税で住民税が比例税率になった場合相当な細民重課になるのではないですか。それをとるのもまた大変になるんじゃない。

事務局：市民税と道民税で5%を10%にするってことですから、所得税が非課税の部分の税負担が一気に増えてしまいます。ですからそのへんの救済をどうするかがこれからの三位一体の重要なところだと思います。%でいくと市の納税者の大体6割近くが5%の税率

なのでですね。ですから多くの方が、税負担が重なるので所得税を軽減してそれを住民税に置き換えますという方法です。所得税もかかってない住民税も非課税だった人をどうするかというのがすごく大きな課題です。

委員長：所得税が非課税で住民税は課税という人が結構いるでしょ。この層って結構いるのではない。

事務局：所得税と住民税の課税最低限が38万くらい違いますからそういうことで課税される部分がありますね

委員長：家族がいて扶養控除とかも違うからね

事務局：三位一体改革の提言を出した中にも増税にならない処置として比例税率で税源移譲をするということですから。今のことについて財務省が考えているかもしれませんが、まだそこはあきらかになっていないですね。後は明らかに徴収率の分が目減りしますから、ですから自由にはなりますけど必ずしもいいものではないですね。

委員長：農村地帯なんか特にすごく心配しているのですよね。住民の心配もありますけど徴収できないのではないかと両方あるのですけどね。都市にくらべてむしろ所得の低い自治体の方は、住民税は伸び率が高くなるというのだけど、それは細民重課があるからそういうことになるのですよね。どういう形になるかはわかりませんがとも全くこの通りやられたら自治体の徴収はすごく厳しくなります。徴収率が下がる可能性がありますし、それも大きい課題ですよ。それを政府はどういう風にするのだろう。

事務局：そのへんも徴収率で見るのか調定額でみるのか、具体的なそのへんの税源移譲の3兆円の部分で、3兆円という現金は徴収率がかかった上での3兆円ですから。その3兆円が地方に行くとなれば徴収率の問題をどうとらえるかまだ整理はできていないです。

委員長：あきらかに細民重課になることははっきりしていますよね。

委員長：今やっているのは収納率向上対策の経過ということで、赤い部分が前回に対して修正したところで、より具体的に書いたということなのですから何でも何かございましたら。

委員長：市政に対する不満を口実に納税を拒否する滞納者というのは、口実は色々なのでしょう。ある程度は市政に対する不満などとか入れておいたほうがいいのではないですか。一回横浜市の保育料問題で、保育料を横浜市は国の基準ではなく自治体の基準でやっているのです。最初から保育料の未納率何%と計算した上で保育料をやっているわけですよ。

委員：ここに書かれているのですが、徴収事務の困難性、その通りだと思っただけ徴収職員

を増やすということは現在の状況からなかなか大変だと思うのです。庁内でやろうという意欲はここからも見えるのですが、やっぱり住民参加の意味も含めて、庁外の力を活用する方法を考えたらどうかと思います。

委員長：田舎の方に行くと納税組合とかあるんです。都市では難しいですけども。

事務局：北広島市にもあるんですよ。

委員長：あるのですか。ほとんど機能していないのですか。

事務局：納税貯蓄組合は行革の考え方からすると廃止すべきトップ項目です。昔は地域でそれぞれお金をそろえて口座に置いて、収納率向上に向けていろんな情報交換だとか助け合いなどで、収納率向上で報奨金も出たんですね。今はほとんど口座振替で、隣近所所得や税金を含めた連携というのはなくて、今も一部補助金が出ているところもありますが、口座振替で安定的に納めてもらっているところに補助金が出ています。実体的に見直し部分ではあります。税ではない部分は徴収委託ということでコストを安くやることができますが。税は個人情報の問題もありますから。夜間の徴収というのは大体二人ペアですから全部を正職員とはならないでしょうが、なんらかの市民の力を借りることは課題としていかなければならないと思います。

委員長：基本は正職員で少し勤務シフトをして対応するということにならざるを得ないでしょう。地方の方に行くと納税貯蓄組合って今も機能しているんですけど都会はやっぱり厳しいですよ。

委員：徴収事務のマニュアルみたいなものはあるのですか。

事務局：基本的な業務の流れはつくっているのですが、具体的にとなりますと先輩についてノウハウを掴むことのほうがより実践的ではある。ただ業務一般のマニュアルはございます。

委員：担当職員の方って何名くらいいるのですか。

事務局：人事異動のサイクルは3年か4年くらいで異動するケースが多いですね。人によって適材適所はありますが。

委員：基本的な線はマニュアル化していて、後の個別対応とかはなかなか出来ないところがありますが、一定程度は必要なんじゃないかと思うのです。担当者が変わってもチェックできるようにしておけば最低限のことはできると思います。困難性を考慮してできるだけ増強をはかるといっては今にはなじまないというか、人員を増加させるのはなかなか難しいのではないかと思います。現状の人員でどれだけのことができるかといったら、

出来ることはマニュアル化してしまってきめ細かいところだけ個別対応するとかで、現有でやるほうがいいのではないかと思うのだけど。大変なものわかるし、もしそういうことであれば担当職員の精神面のケアとかそっちのほうも本当は必要ですね。増強は私も難しいのではないかと思う。

委員長：ですからこの ・ 管理職含めた職員の勤務態勢を収納強化期間には夜間にシフトとか、そんな感じなのでしょうね。

事務局：次回の委員会に職員の数の問題をやります。全体的に徹底した見直しをして削減していくべきだという方向です。5年たったら時効で必然的に権利が消滅していく部分が、億というお金の単位でどんどん落ちていくのが本当にいいのかと、この間の決算委員会で議論になりました。収納対策を全庁上げてやることと、規模が大きくなってきてこういう実態が出てきたということを含めて、滞納のところだけはどうしても強化しなきゃならない場所ではないだろうか。ただ人海戦術で行かないとどうにもならないということ、強権力の発動だとか色んなことをやらないとまずいのではないかということで、ここだけは体制を強化する組織ではないかと私どもの内部の行革本部会の中でも議論されています。市民にいろんな負担を求める形が出てくるときに、基本となる税負担の公平という部分は放置しておけないのではないかということで、あえてここで出てきたとご理解していただきたい。

委員長：確かにこれから財政も厳しい中で市民に色んな負担が余儀なくされていくと思うのです。そういったときに全然払っていない人がいるとかやっぱり負担の公平性を欠きますから。職員を配置することによって収納率も上がりますからね。

委員長：あとよろしいでしょうか。

委員：最後のほうに書かれている財産差し押さえなどの執行強化とか、悪質滞納者に対して条例の制定を検討すると書いてあるのですが、これは本格的にやるのですか。

委員長：これは条例の検討ということで悪質滞納者への特別措置の条例とかですね、そんなような形の条例の制定を検討したいということになりました。小田原市・芦別市・七飯町などでそういう条例をつくっているところがあるということと、七飯町は氏名公表まではしていないのですけども、小田原市や芦別市は行政サービスの制限・氏名公表を含めた形で検討していきたいということで。趣旨としては条例の制定とまでは書いて無くて、検討するという表現になっていますけどそういう形で北広島市の市民にアピールしていきたいとそういう趣旨です。

委員長：ではこの件はこれでよろしいでしょうか。続いてPFI活用指針についてということで二つ目の協議事項を事務局のほうから説明お願いします。

《 P F I 活用指針についての説明省略》

委員：P F I に該当するような施設建設の需要というのはあるのですか。

委員長：あるないに関わらず具体的ものがこういうものだというのが少しあれば。

事務局：17年から19年までの実施計画をこれからつくりますが、総合計画の中には保健福祉センター・庁舎というのが上がってきています。P F I は廃棄物の処理施設というのは他団体の中では、効果が発揮される可能性がある施設という形で出てきています。

委員：長期計画というのはいつ頃できたのですか。前に見せていただいたときそんなに数はなかったですね。

事務局：平成12年ですね。

委員長：全国的に見るとP F I で活用してやったものはどういうものが多いですか。もしデータとか出してくれるとありがたいですね。指針案だけ見ても抽象的なので具体例を出していただければ。

委員：職員住宅・病院までやっているところもあるんですよ。

委員：初期投資額がおおむね10億円以上の事業とすると一番最初の3Pの上を書いてあるのですが、10億円以上という根拠はということなのかということと、初期投資額というのは事業の初年度の投資額という訳ではないですよ。民間で考える初期投資額とは違うだろうなど。

委員長：建物を建設するときの費用全体ということですね。

委員：そうすると建設が2年間に渡るとなったら初年度次年度合わせて10億ということですよ。運転資金とは別に建設費用みたいな形で。

委員長：建設費用がといたほうがいいですね。

委員：検討項目の中の(5)のサービス水準を明確に設定できるというのはとても難しいのではないかと思うのですが。建物の場合何をサービスとして、そのレベルとその水準を測定する基準と、そのレベルをどうやって設定するのか。(5)は具体的にどういうイメージなのかなと思ったのです。といいますのは、私の知っているP F I というのは市営住宅だったり、建物だったので、この場合サービス水準というのが入居者の住環境なのかなと、そういうことを色々わからなかったのです。

委員長：10億円という根拠とサービス水準についてお答えいただければ。

事務局：10億円については、もともとPFIがスタートしたときにプロジェクトカンパニーというのが原則でした。その会社が独立していることが前提で。当初経済産業省が考えたのは50億円だとか非常に大きなものでした。それが実際に上越市の市民プラザで動いたのは15億円くらいでした。独立した会社という概念に関して一定規模以上でないとは駄目なのだというので、とりあえずハードルを高くするより色んな選択肢があったほうがいいたろうと。おっしゃるように維持管理運営コストとはそれとは違う部分です。そしてサービス水準を明確にするという部分は、イメージとして市営住宅はあまり考えていませんでした。民間にお願いしてやるとしても水準というのは市営住宅であっても市民がそこに住んで一定のサービスを受けて対価を払うということですから、その辺の測定も容易にできるような形で、サービスの水準を明確に設定出来るということにしましたが。もうひとつは10億円で方向が出たとき、今の財政状況から考えると、やると決めてからPFIか従来方式かを考えている場合ではないのではないかと。やるかどうかの段階で、PFIなのか従来方式なのか、そのため色んな検討項目を多くしています。

委員長：今資料が来たので少し説明していただけますか。

《追加資料について事務局の説明は省略》

事務局：これは教育施設についてはほとんどBTOなのですね。文科省の補助金を充てているのですが、ほとんどの場合は。そうすると民間所有物に文科省の国庫補助金をあてるのはむずかしいという面があり、先に所有権を事業者・民間から公共に譲渡しておいて、20年30年で支払いをするというBTO方式が多いです。

委員長：生活と福祉は同じような建物で、BTOでやったりBOTでやったり色々なのですね。BOOっていうのは少ないのですね。

事務局：どちらでも補助金の対象になるのですね基本は。ほとんど廃止補助金の項目ですね。全部三位一体で廃止になる。

委員長：この表に対してご質問ありませんか。

委員長：庁舎についてはみんなBTOですね。

委員：この表自体に細かい質問は無いのですが、3Pの検討項目の事業期間のところ回収に要する期間における事業の陳腐化を考慮して15年～30年とあるんですが、これはこういう事例を元に15年から30年になのでしょうか。先程の10億円の数字とかこういう事業期間の設定とか、PFIにおいて大事な部分かと思ったのです。北広島市の事

業の中でということが想定されるかと考えていく上で100億円くらいの事業が三年おきくらいにぼんぼんありそうだとか、そういうことではなくて、これくらいのものがありそうだとしたら金額とか、事業期間がある程度借り入れの回収に見合わせたそういうところから出てきているのか。単に似たような事例から来ているのか、PFIではその辺が重要だと思うのですが。

事務局：おおむね20年あるいは30年という期間が多いという感じで、2Pに書いてある規模という部分については、費用対効果で運営費や建物の耐用年数だとかを考慮していくと、それに対応する費用の部分から判定されて期間などが設定されていると思うのですが、おおむねそういった期間が多いというような傾向にあると思います。

委員：補助金の年数からという訳ではないのですか。補助金で今どんどん政策が変わっていくからなのですが、補助金かけてつくっているものを30年間動かさせないとか他に使えないとかあたりしますよね。そういうのが考慮されていると思ったのですがそういうわけではない。

事務局：補助金では補助金適化法の中ではそれはあまり意識をしてないです。ファイナンスは10年見直しが一般的で、20年というのは民間では全くないに等しいです。5年ないしは10年で見直しして、そのリスクをどう負担するかも契約で決める形になります。一般的に私どもが公共施設を建てる時は基本的に永続的に使用するような公共施設を建てる場合が多い中で、耐用年数は50年持つものはありますけど一般的なメンテナンスの限界は20年から30年くらいじゃないのかと、その間で償還し終わってしまう。起債を借りる事業についても下水道とか特殊の場合を除けばおおむね20年もしくは25年が通常公共の地方債の償還期限ということでやっています。その辺の15年から30年はPFIを検討する一つの範囲として入ったという意味です。ですから規模の小さいものは10年で集中的にやって終わらせてしまうPFIもあります。そのへんは少し15年という感じで当面はイメージしています。

委員：国の補助金は、運営費についても補助金はあるのですか。

事務局：運営費には全くありません。学校を建てるのであれば学校に関わることは民間であろうが私立だろうが国庫負担金とか支出金は通常来ます。それが国庫など対象になるかどうか、何をやっているかで。それ以外は基本的にPFIだろうと同じ制度になっています。

委員：民間の知恵を活かして効率的に運営しなさいということですよ。

事務局：例えば50億の庁舎をつくるときPFIで償還するのは、全部賃貸料的な形で払うか、財産取得費で払うかというのがありますが、地方公共団体の色んな経営指標になる公債費比率とか、起債制限比率にカウントされますから、つらい自治体がPFIをするとい

いということではなく、当然直営でやったときの建設に相当する部分は公債費とかにカウントされますから、きわめて経営が悪化しているのでPFIで色々な物を建てるということではないです。

委員：BOTの場合は、所有権は公共団体ではなくて民間のものでしょ。借金も民間のものでしょ。

事務局：民間の施設を年賦払いするのと一緒で、当然ながら30年なら30年の債務負担行為です。たとえば当初に総額で30億だとすると30年で100億円払いますという債務負担行為のうち中心の部分が起債に該当します。

委員長：どっちがいいかという判断は難しいですよ。公共でやって起債して返していくのとどちらがいいかというのは個々に精査していくしかないですよ。

事務局：一般的に言えるのはBOTがいいです。と言うのは民間が所有すると法人税・固定資産税がかかるのです。ようするにBOTは元々官の所有ですから非課税なのですね。非課税に対しては賃料払わなくていい訳ですが、BOTになるとその団体が税金を負担する部分を全部賃料で払わなければいけないことから学校関係はできれば行政側はBOTという最初に所有権が移る方を望んでいます。

委員長：表の中でたとえば2枚目の大学高専というところでROとBOOとBOTと三つあるでしょ。これは方式を三つ使っているということですよ。

事務局：ちょっとわからないですね。研修センターだとか図書館だとか色々なことをやっているのはPFIというのが建設費用を安くするのではなくて、設計・建設・運営トータルで民間のノウハウを入れてコストを安くしようということで、ただ学校を建てるだけで採算をとるのは難しいと思います。

委員長：PFIは一般的な公共事業と入札方式ですか。

事務局：総合評価方式の一般競争です。

委員長：自治体からすれば公債費比率とかに換算されるということは結局事業によるのでしょうか、一般的な公共事業でやるのとPFIでやるのとそんなに遜色ない場合が出てくるのではないですか。圧倒的にPFIのほうが有利なのですか。

事務局：PFIという制度を勉強した当初は安いなと思いました。行政が民間に全て委託するときの切り替えがスムーズに行くかどうかには問題があると思います。単純に考えると行政が経済性を発揮していない典型のように言われていて、運営を全部するより、そういうようなノウハウを持っている民間がやったほうが、投資効率が上がるのではないかと思います。

われるのが一般的ではないかと思っています。

委員長：仮に市営住宅とかを建てたときの仕様とかは違ってきていいのですか。それは制限がありますか。

事務局：今は基準には該当するのではないのでしょうか。今は市営住宅を建てるときに国庫補助金の対象になりますし、家賃の国からの補助金だとか入って来ますから。補助金が出る以上は基準があるのだと思います。

委員長：学校の建設だとそうでしょ。

事務局：補助金無くなるものにノミネートされていますから、あぁなってくるとどうなるかわからないですけども。

委員：運営コストとか人件費はかなり下げられますよね。

委員長：庁舎の運営費用になるとどういったものがあるんですか。

事務局：まずは箱物を維持管理するコストがかかりますね。もしPFIなら民間が入るところをどうするか。食堂をやるだとか、貸ビルをやるだとか、行政だけではない多目的でテナント的なものを取り入れるだとか、そういうようなことから運営費などは随分変わってくると思います。全く純粹に庁舎しか建てないで維持管理費を置いて、今行っている庁舎警備だとか清掃だとかも一般的な総合入札方式の中でやっていくことで判断することになると思います。それもアドバイザーを入れる前に色々とコスト対比をして、PFIの方が、効果があるといったときに初めてアドバイザーを入れて本格的に検討を始めることとなります。アドバイザーを入れてリスクが大きくてPFIをやめることも当然出てくることとなります。

委員長：そんなにコスト的に何か運営で大きく違うのかなと思ったのだけど。

委員：市がやる地場産業の育成という観点からいうのですけど、かなり資金力があって自分から銀行に借金をできるそういう大手企業とかが事業主体になってくるだろうと思うのですけども。

事務局：プロジェクトカンパニーをつくる時には建設会社も入りますが、警備会社も入ったり、清掃会社も入ったりそれに関わる運営会社が入ったりと結果的に20年なりの期間スパン全体で運営する会社をつくりますから、大手の企業が入ってそこ一箇所ですべて行うということにはならないようですね。

委員：現実的に北広島市内の企業体でこうなっていくのかなと。

事務局：それはわかりませんけど。

委員：札幌はわかりやすいですね。でも地方都市の中核の都市となると地場産業が衰えていくのではないかと。せっかく何十年に一回の大きい仕事があるのに自分たちがそれをできないと、市の観点から考えるとそんな気がしてならない。

事務局：実態は50億60億の事業をやるとなったら当然格付けがあって地元本社の企業はメイン企業になれないのが一般的ですから、その場に応じた北広島にとってはどれが一番いい方法かということを考えて最大限地場について配慮するという。最初から地場の部分に配慮すると本来の目的からゆがむ部分がありますから。

委員：ここに書いているように色々な検討会をやっていくからそれはそれでクリアできると思うのだけど、そういった視点が市には必要だと思います。

委員長：多少費用がかかっても地場産業が育成されるならばそちらを選ぶのも一つの手ですよ。

委員長：たとえばPFIと直接関係無いのですが、県立病院の調査をやったんですけど、確かに岩手県立病院というのは病院の清掃業務っていうのを東京に本社がある1社に全て任せてしまっています。岩手県にある県立病院30いくつ。そうするとコストは安いのですが、その地域の民間には全然委託が無いわけですよ。今度は千葉にいったら地域の民間会社に委託しているのですよ。どちらがいいというのは難しい問題があると思います。それは具体的にやるときに検討していただくしか無い話なのですけど。

委員長：下請けに入っているのではないですかね。一括受注しても結局地場の下請で。

委員長：地場は使っていないですね。完璧に困っているのですよ。

委員：清掃業者なんて特にそうですよね。

委員：二つの意味が元々PFIにはあるのですよね。行政のコスト削減、効率的なサービスと民間の仕事を増やす原則が。

委員長：その地元がみんな排除されてしまうことになっていると趣旨がどうなっているのかという可能性はありますよ。特に運営の問題なんてそうじゃないですか。

委員長：あとどうでしょうか。指針自体はもうこれで大体いいのでしょうか。

委員：あとはやっていく中で具体的な検討をしていただくしかないと思います。

委員長：次の議題ですが未利用市有地の処分ということで事務局から説明をお願いします。

《未利用市有地の処分についての事務局説明省略》

委員長：未利用私有地は街の中心にもあるし、離れたところにも有るということですね。市街化区域内もありますし外にもあるということでもあります。

委員長：事務局から説明いただいた未利用地の中で半分ぐらいは色々な使い方があるんだと仰ってましたけど、それはどちらかという市街化区域内のものなのですか。

事務局：まず行政財産・普通財産という言葉が出てきましたけど、地方の定めで行政の目的に供している部分が行政財産です。庁舎の用地というのは公用財産、ホールだとかは公共用財産などが行政財産です。普通財産というのは特に将来の用途が明確に定まっていないです。半分程度は市街化区域の中で店舗とか住宅を建てられるような部分で市が保有している土地です。それは積極的に提供していったほうがいいのではないかとということで、100坪前後を基本的に売却をしていきたいというのが主な内容です。可能性として出てくるのは2番3番。1番も昔教員住宅があったところが空き地になっているところです。それから4番5番は規模が大きすぎますから。6番は全くの宅地で市街化区域内です。7番は、今は目的を定めていませんけども元々は運動公園用地として以前に取得したところで多分保全をする財産です。8番は残地の部分で隣接地主等に売却の予定です。9番についても道路の残地ですから近接地主に売却のような形になると思います。11番は120坪程度の市街化区域内の商業用地の宅地ですが売却の予定です。12番は墓地跡地でこれは保全することになると思います。13番については広場として整地をしまして、これも多分保全することになると思います。14番も墓地跡地で地域にゴロツケ場として解放されています。15番は使えそうもない土地ですから保全するしかないと思います。16番が西の里小学校の跡地で地域のイベント等に使っていてまだ将来の目的が決まっていますから保全する部分だと思います。17番は墓地跡地で、市内に墓地跡地が分散してしまっていて墓地を一カ所にまとめたのです。地域に先祖代々の墓地跡地が更地や森になってしまっていて、5分の2くらいはパークゴルフ場として地域で管理しています。これが市街化区域に近い将来入りますから、なんらかの形で保全されると思います。大曲柏葉については宅地でこれは売却になるかもしれません。一部教員住宅となっています。19番は原野ですけども多分保全をすると思います。20番も市街化調整区域で、大昔町営住宅を建てようとして取得した土地ですが、地域がパークゴルフ場的に使っています。21番が駅前の土地で今は花ホールの臨時駐車場になっていますけど、まだ用途は決まっていますが将来公共用地として保全をする土地になると思います。22番は北広島の第4住区に幼稚園を建てられる方がいれば無償で貸し付ける幼稚園用地でしたが、幼稚園が建っていないので空き地になっています。これもまだ

不明です。稲穂の一部教員住宅は残っていますが、残った残地は売却可能な部分です。24番も売却可能ですが、今地域の老人会が花を植えて緑化をやっていますので実体的には売れないと思います。中央1丁目は元市営住宅の跡地で市街化区域の中にあります。市の保全する財産になりうるものであります。26とか27は現況道路のような隣接地主に売却する用地です。

委員長：どうでしょうか。どちらかというとし街化区域内の面積があまり広くないところを活用しようという話ですね。そういうところなら店舗ができたりとか宅地ができたりとかそういう風になっていくのではないかと。面積の広いところは当分使い道がないということですね。

委員：この表の下注3の有償貸付地というのはいっぱいあるのですか。

事務局：いっぱいはないです。民事的に有償貸付ではなくて、恒常的に借地権が生じるような有償貸付をしているのはひとつかふたつくらいしかないですし、そういうところは借地権が働く売却の形で整理していっています。それと地域で北広島団地の中に駐車場のスペースが無いということで、市有地を臨時駐車場的な形で車庫証明をとれる駐車場として有償で貸し付けているなどです。

委員：民間が買いたいとか借りたいという情報提供について書いてありますが、情報を一回限りでなく何回か目にとまるような形にしたほうが良いと思います。

委員：提案なのですが、土地の調査把握までは行政サイドでできると思うのですが、実際に売却というときに市街化区域内の宅地はわりと狭いところがあるので、店舗だったらどんな店舗が入ってもいいというわけではないと思うのですよ。その地域にあった、たとえば提案型で売却するだとか。その提案型を地域のまちづくりと合わせられないかというのがひとつ。たとえばここにデイサービスセンターがあるといいなだとか、グループホームがこの辺の地区ならもう一カ所あるといいなだとか、もし市にあったとしたら、そういう人たちに対して少し時価評価より安く売却したいだとか、そういうメッセージを配信するというのはどうかと。そうするとそのまちづくり全体で考えると、わけがわからない店が入ると、そういうものがひとつできてくるならやりたいというところが出てくるかもしれないし、やりたい人は善意かどうか別の話なのですが、せっかく公共の用地を売却するので、そういう視点というのがあっていいかなという提案です。

委員長：地域のまちづくりとの関連でそういうニーズがあった場合少し安くしても提供するだとか。確かにこれはどれも100坪くらいで店舗一つできるかどうかですから。

事務局：今考えているのは100坪の通常の住宅地のようなところを売却しようと考えていますが、あまりにも狭隘な土地は隣接地主に売却し、地域の中心となる場所に跡地というのがあって、そこは行政が地区の発展だとかに関わってくるところもありますから、売る

だけでなく企画財政部が将来の土地利用だとか地区の発展だとかを考えて実施をするよう振り分けをしようじゃないかと。安く売ることにはできないと思うのですよ。今まで行政がやっていることは無償で貸すなどで、市内にある民間の保育園は市が用地を取得して無償で提供して社会福祉法人が建てて運営をしています。幼稚園も同様で、用途指定をして貸付特約をつければ売却もできるのですが、基本的には土地を提供するという施策の展開をしていますから。

委員：私はそこが有効に使われればいいですよ。それもコミュニティ全体になんらかの効果があるような。そうすると別のものができてもいいかもしれないけど、デイセンターとかをやりたいというひとが手を挙げてできることによって、そのまちづくりが変わっていくような感じがするのですよ。せっかくの公共用地なので。でも見ると本当に家一軒建てるのも狭いなというところもあるので、でもそういう人にとっては安く買うのでも無償で借りるのでもどちらでもかまわないのですけども、資金がそんなになくても出来ますよね。そういうところをやると民間の意欲と行政の財産を有効に使えるのではないかと思ったのですが。

事務局：仰るとおりです。

委員長：あとよろしいですか。では来週またよろしく申し上げます。ありがとうございました。